



乗務する社員の目線で乗務行路再考を求める

申7号 2025年3月ダイヤ改正における乗務行路等に関する申し入れ

昨年のダイヤ改正では乗務員運用行路の作成にあたり、それまで行われてきた、いわゆる「ダイヤ改正プロジェクト」などによる行路検討が行われず、実際に乗務する社員からは行路に対する多くの不満の声が聞かれました。2023年度申25号団体交渉で支社側は、次期ダイヤ改正では一般社員も参画して箇所の声を把握する方法を

【乗務行路等の検討について】

1. ダイヤ改正プロジェクトによらず、運用計画セミナー受講者を加えて乗務行路等を検討した理由を明らかにすること。

【各箇所の乗務行路について】

(新潟統括センター 新潟乗務室)

2. 運転士行路B1805行路において、24時間を超える拘束時間を解消するため「別紙1・①」の通りとすること。

3. 運転士行路B1230行路において、24時間を超える拘束時間の解消および240M吉田での乗継時刻指定を解消するため「別紙1・②」の通りとすること。

4. 運転士行路B1214行路において、24時間を超える拘束時間を解消するため「別紙1・③」の通りとすること。

5. 運転士行路B1222行路およびB1228行路において、24時間を超える拘束時間を解消するため「別紙1・④」の通りとすること。

6. 運転士行路B1238行路の休業時間確保のため、駅業務終了後から乗務までの間合い確保のため、駅業務の時間帯を「別

紙1」の通りとすること。

12. 車掌行路C6021行路において、13M乗務前の負担軽減のため「別紙2・①」の通りとすること。

13. 車掌行路C6025行路において、236D乗務前との間合いを確保するため「別紙2・②」の通りとすること。

14. 車掌行路C6014行路において、421Mの継続乗務解消のため「別紙3」の通りとすること。また、C6014行路は車掌3組のC6020行路と持ち替えた交番順序とすること。



26. 車掌行路における「整

25. 車掌行路における乗継場面の付加時間について明らかにすること。

24. 各箇所において下回り点検に必要な労働時間の確保と作業環境が整備されているのか明らかにすること。

23. 運転士行路において乗継時刻指定で運用する場合、作業実態に応じて乗継箇所を指定すること。

22. 新潟乗務室B1211行路、681Mの新潟駅ドア開扉指定の付加時間について明らかにすること。

21. 車掌行路1組において、遠距離通勤者および単身赴任者への配慮の観点から交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

19. 運転士行路B3232行路の負担軽減のため「別紙2」の通りとすること。

18. 運転士行路B3217行路とB3222行路の拘束時間と労働時間の平準化のため「別紙1・②」の通りとすること。

17. 運転士行路B3224行路において、1321Mと1324Mの継続乗務解消のため「別紙1・①」の通りとすること。

16. 運転士行路E2組の交番順序において、特休日のみの指定を解消するため「別紙1・②」の通りとすること。

15. 新潟統括センター 新潟乗務室

15. 運転士行路B2202

31. 新津乗務室B2102行路およびB2108行路の乗務間合いにおいて、あいつ統括センター会津若松駅での休憩場所を整備すること。

32. 新潟支社内における鳥害対策を行うこと。

33. 新潟統括センター新潟乗務室車掌のダブル行路の勤務間において、長距離通勤の社員に限り休養管理室の借用を許可すること。

34. 新規養成や転換教育等の見習い乗務員において、休養管理室を同部屋としないこと。

35. D-TACの他行路時刻表検索の機能を乗務する列車の担務別で検索できるように改修すること。

36. 新潟駅電留線と上所駅ホームまでの折り返し時間の設定および指定通路が整備されるまで、越後線新潟〜上所間の列車便乗の指示は行わないこと。

22. 新潟乗務室B1211行路、681Mの新潟駅ドア開扉指定の付加時間について明らかにすること。

21. 車掌行路1組において、遠距離通勤者および単身赴任者への配慮の観点から交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

21. 車掌行路1組において、遠距離通勤者および単身赴任者への配慮の観点から交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

21. 車掌行路1組において、遠距離通勤者および単身赴任者への配慮の観点から交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

21. 車掌行路1組において、遠距離通勤者および単身赴任者への配慮の観点から交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

21. 車掌行路1組において、遠距離通勤者および単身赴任者への配慮の観点から交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

20. 第17項から前項までの変更を踏まえ、運転士行路E2組の交番順序を「別紙3・①」の通りとすること。

JR東日本労働組合 第12回中央委員会



とき: 2025年2月6日(木) 12時00分より
ところ: 北とびあ ペガサスホール